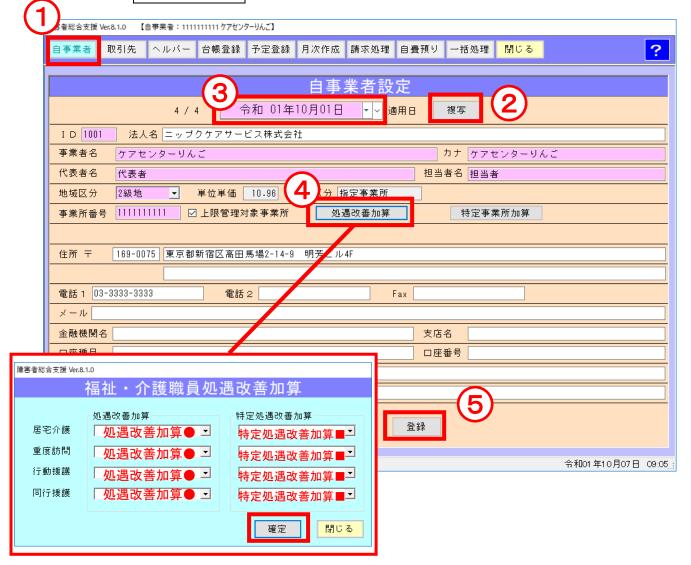
重要バージョンアップ後に必ず行ってください

- ●『楽すけ』障がい者総合支援版を <u>Ver.8.1.0 にバージョンアップした後</u>に、必ず以下の操作を行ってください。
- ●本操作は、全ての事業所様で必要です。



- ① 自事業者 ボタンをクリックします。
- ② 複写ボタンをクリックします。
- ③ 「適用日」の欄が空欄になりますので、日付を「**令和 01 年 10 月 01 日**」に設定します。
- ④「処遇改善加算」および「特定処遇改善加算」を算定する事業所様は、処遇改善加算ボタンをクリックし、該当する加算を選択し、確定してください。



- ※ 現行の「処遇改善加算」を、**以前より設定済みのお客様も再度入力が必要**です。 入力を行わないと「処遇改善加算」の請求ができません。
- ※「処遇改善加算」を算定しない場合は、④の手順は飛ばしてください。
- ⑤ 登録を押します。